

1. 内閣官房:能動的サイバー防御(日本版 ACD)に関する法案
2. 経済産業省:「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価」の取りまとめ
3. 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案
4. 棋譜情報をリアルタイムで配信する動画の削除をめぐる 2 つの高裁判決
5. 国境をまたぐネットワーク型システムに関する2件の訴訟で最高裁判決が特許侵害と判断
6. ダークパターン対策協会:「ダークパターン対策ガイドライン ver1.0」



弁護士 岡田 淳
TEL. 03-5220-1821
atsushi.okada@morihamada.com



弁護士 蔦 大輔
TEL. 03-6266-8769
daisuke.tsuta@morihamada.com



弁護士 呂 佳叡
TEL. 03-6266-8995
kaei.ro@morihamada.com



弁護士 輪千 浩平
TEL. 03-6266-8750
kohei.wachi@morihamada.com



弁護士 佐藤 真澄
TEL. 03-5293-4915
masumi.sato@morihamada.com



弁護士 榎良 拓
TEL. 03-6266-8771
hiromu.nagira@morihamada.com

1. 内閣官房:能動的サイバー防御(日本版 ACD)に関する法案

2025年2月7日、内閣官房サイバー安全保障体制整備準備室は、能動的サイバー防御(日本版 Active Cyber Defense: ACD)に関し、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(「サイバー対処能力強化法」)。以下「新法」といいます。)及び新法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(以下「整備法」といいます。)を通常国会に提出しました。新法及び整備法の内容は多岐にわたり、大きく、①官民連携(基幹インフラ事業者によるインシデント報告義務等を含む)、②通信情報の利用、③アクセス・無害化、④横断的課題に分かれています(より詳細な内容については、弊所の「[Data Security Newsletter 2025年2月号](#)」もご参照ください。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

例えば、①官民連携に関しては、基幹インフラ事業者によるインシデント報告義務が措置されます。

基幹インフラ事業者とは、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(経済安全保障推進法)に基づき 15 の基幹インフラ分野から個別に指定される事業者をいいます。基幹インフラ事業者は、「特定重要電子計算機」(基幹インフラ事業者が使用する電子計算機のうち、そのサイバーセキュリティが害された場合に、インフラの制御システムなどの機能が停止し、又は低下するおそれがあるものとして政令で定めるもの)を導入したときは、その製品名及び製造者名その他の主務省令で定める事項を事業所管大臣に届け出なければなりません。

そして、基幹インフラ事業者は、「特定侵害事象」(不正アクセス行為等により特定重要電子計算機のサイバーセキュリティが害されること等)又はその原因となり得る主務省令で定められる事象を知ったときは、その旨及び主務省令で定められる一定の事項を事業所管大臣及び内閣総理大臣に報告する義務を課されます。

2. 経済産業省:「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価」の取りまとめ

経済産業省は、2025年2月14日、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律(透明化法)に基づき、①総合物販オンラインモール、②アプリストア、③デジタル広告の3分野において指定された特定デジタルプラットフォーム提供者について、各事業者から提出された報告書や相談窓口寄せられた情報、及び[モニタリング会合](#)の意見等を踏まえて[透明性及び公正性について作成した評価](#)を取りまとめました。なお、本評価のうち、デジタル広告分野においてターゲティング広告のために取得・利用されるパーソナル・データの取扱いに関する評価内容は、総務省「[利用者情報に関するワーキンググループ](#)」による「[利用者情報の取扱いに関するモニタリング結果](#)」を参考に、総務省との協議を行った上で作成されています。

①総合物販オンラインモールおよび②アプリストアについてはいずれも3回目の評価となり、これまでの事業者の取組みによる一定の運営改善について評価しつつ、透明性及び公正性の向上に関する残った課題について、個社ごとに具体的な粒度で、運営改善や報告書での報告等の対応が要請されました。③デジタル広告分野については2回目の評価となり、特に、広告主を偽った「なりすまし広告」への対応について、公平な取引環境を整備していくべきことが強調されています。なりすまし広告については、2024年6月に総務省がSNS等を提供する大規模事業者に対して[対策の実施を要請](#)しました。さらに2025年2月28日には、現在開会中の通常国会に、電子データの偽造を処罰対象とすることにより「なりすまし広告」の摘発を可能とする[改正刑法法案](#)が提出され、審議中です。

3. 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案

2025年2月28日、政府は、AIの研究開発、活用の促進やAIに関するリスクへ対処することを目的として、「[人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案](#)」を通常国会に提出しました。

当該法案は、AIの研究開発及び活用の推進にあたっての基本理念を定めており、AI関連技術は経済社会の発展の基盤となる技術であり、かつ、また、安全保障の観点からの重要性も踏まえて、日本国内での研究開発能力を保持し、国際競争力を向上させるために、AIの研究開発及び活用の推進がなされる必要があるとしています。他方で、AIがもたらす可能性があるリスクに鑑み、透明性の確保その他の必要な施策の必要性を指摘しています。政府は、基本理念にのっとり人工知能基本計画を策定し、また、AI関連の施策の実施に向けて、内閣に新しく人工知能戦略本部が設置されることが求められています。

民間事業者に関しては、「人工知能関連技術を活用した製品又はサービスの開発又は提供をしようとする者その他の人工知能関連技術を事業活動において活用しようとする者」を「活用事業者」と定義し、活用事業者はAIの活用により、事業活動の効率化や新産業の創出に努めるとともに国や地方公共団体が実施する施策に協力しなければならないとされています。

当該法案においては、活用事業者に対する罰金や命令などの罰則は定められていません。もともと、十六条は、「国は、国内外の人工知能関連技術の研究開発及び活用の動向に関する情報の収集、不正な目的又は不適切な方法による人工知能関連技術の研究開発又は活用に伴って国民の権利利益の侵害が生じた事案の分析及びそれに基づく対策の検討その他の人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に資する調査及び研究を行い、その結果に基づいて、研究開発機関、活用事業者その他の者に対する指導、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。」と定めています。国に調査権限を定め、活用事業者等に対する指導、助言等が実施できることとされています。

なお、AIを巡る政策のその他の主な動きとしては、2025年2月には、経済産業省より「[AIの利用・開発に関する契約チェックリスト](#)」が公表され、また、2025年3月には金融庁から金融機関等におけるAIの活用実態と健全な利活用の推進に向けた[ディスカッションペーパー](#)が公表される等しています。

AIを巡る法政策は今後も様々な分野で活発に議論が進むことが予想され、特に、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案の成立に向けての議論を注視する必要があります。

4. 棋譜情報をリアルタイムで配信する動画の削除をめぐる2つの高裁判決

近時、棋譜情報をリアルタイムで配信する動画の削除をめぐる2つの高裁判決として、[大阪高判令和7年1月30日](#)(原審:[大阪地判令和6年1月16日](#)、大阪事件)及び[知財高判令和7年2月19日](#)(原審:[東京地判令和6年2月26日](#)、東京事件)がそれぞれ下されました。

上記2つの高裁判決は、いずれも、株式会社囲碁将棋チャンネル(囲碁将棋チャンネル)の将棋戦の有償配

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

信を観戦して、リアルタイムでその棋譜情報を再現した動画(本件動画)の配信を行ったユーチューバーが、囲碁将棋チャンネルによるプラットフォームに対する著作権侵害を理由とする本件動画の削除申請(本件削除申請)及びかかる申請に基づく一時的な本件動画の削除について、同社に対し不正競争防止法に基づく本件削除申請の差止、及び不法行為に基づく損害賠償等を求めた事案です。

原審においては、いずれも原告の請求の一部を認容し、被告の囲碁将棋チャンネルに対し損害賠償を命じましたが、控訴審においては、前掲大阪高判が原審を取消して、被控訴人(原告)の請求を棄却した一方で、前掲知財高判は原審を維持し控訴人(被告)に損害賠償を命じるという、結論が分かれる判決がなされました。現時点において前掲知財高判の判決文は公表されていないため詳細は不明であるものの、東京事件においては、原審から被告が不正競争防止法及び不法行為(ただし、原告主張の人格的利益が民法 709 条という「法律上保護された利益」に該当するかどうかという争点を除く。)に関する侵害論は争わない旨の答弁をしており、そもそも侵害論についてはほとんど争点とならなかったという事情があることに留意が必要です。

前掲大阪高判においては、本件削除申請が被控訴人(原告)の「営業上の利益」を侵害するかが争点となったところ、裁判所は、「被控訴人による本件動画の配信は、…(中略)…控訴人の収益構造でもある日本将棋連盟がよって立つ上記ビジネスモデルの成立が阻害され、ひいては現状のような規模での棋戦を存続させていくことを危うくしかねない」として、「被控訴人は、…(中略)…、一視聴者としての費用を負担するのみでリアルタイムの棋譜情報を取得し、これを動画配信において利用することで視聴者にアピールして収益を上げ、しかも、これにより控訴人に対して故意に損害を与えている被控訴人による本件動画配信は、明らかに上記競争の枠外の行為をしているものといえる」と判示しました。そして、同裁判所は、被控訴人による本件動画の配信は、控訴人の営業上の利益を侵害する不法行為に該当すると認め、「本件動画の配信との関係では、被控訴人には不競法によって保護されるべき「営業上の利益」も「営業上の信用」も存在するとはいえない。」として、被控訴人の請求をいずれも棄却しました。

ところで、棋譜情報が著作物に該当するかについては学説上も争いがあるところですが、大阪事件において、被告(囲碁将棋チャンネル)は、棋譜情報そのものが著作物であるとの主張はしておらず、棋譜情報の著作物該当性が争点とならなかったため、この点の判断はなされていません。しかし、棋譜情報の著作物性は措くとしても、リアルタイムで棋譜情報を再現した動画を配信することが自由競争の範囲外であるとして不法行為の成立を認めた点は、著作権法の保護を受けない著作物の利用が不法行為に該当する場合について判断した北朝鮮映画事件の最高裁判決(最高裁平成 23 年 12 月 8 日第一小法廷判決・民集 65 巻 9 号 3275 頁)が述べる「同法(注:著作権法)が規律の対象とする著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情」の射程との関係でも注目に値します。

また、近時では、東京高判令和 6 年 6 月 19 日[バンドスコア事件]においても、出版・販売されているバンドスコアを模倣して制作されたバンドスコアをインターネット上に無償で公開した行為が営業上の利益を

侵害するとして不法行為の成立が認められています。

北朝鮮映画事件最高裁判決の「特段の事情」の解釈をめぐる様々な考え方があるところであり、今後の議論の展開や裁判例の動向を注視していく必要があるでしょう。

5. 国境をまたぐネットワーク型システムに関する 2 件の訴訟で最高裁判決が 特許侵害と判断

2025 年 3 月 3 日、最高裁第二小法廷は、国境をまたぐネットワーク型システムに関する 2 件の訴訟につき特許権侵害を認める判決を下しました(事件①:[最高裁判所第二小法廷判決令和 7 年 3 月 3 日\(令和 5 年\(受\)第 14 号、第 15 号\)](#)、事件②:[最高裁判所第二小法廷判決令和 7 年 3 月 3 日\(令和 5 年\(受\)第 2028 号\)](#))。事件はいずれも同じ当事者によるもので、動画の再生に併せてユーザによって書き込まれたコメントを表示するというシステムに関する装置、プログラム及びシステムの発明について特許権を有する X が、日本国外のウェブサーバを経由して同種の動画配信サービスを提供する米国法人 Y に対して、特許権侵害を主張して、差止め及び損害賠償等を請求していました。

本件では、特許制度は各国の法令により定められ、特許権の効力は当該国の領域内においてのみ認められるという属地主義との関係で、Y の行為に対して X の特許権の効力が及ぶか否かが争点となりました。具体的には、事件①では、日本国外から国内にインターネットを通じてプログラムを配信する Y らの行為が「電気通信回線を通じた提供」(特許法 2 条 3 項 1 号)等に該当するか、事件②では、日本国外から国内にインターネットを通じてファイルを送信することなどにより、日本国外に所在するサーバと国内に所在する端末とを含むシステムを構築する Y の行為が「生産」(同法 2 条 3 項 1 号)に該当するかが争われました。

事件①の最高裁判決は、「電気通信回線を通じた国境を越える情報の流通等が極めて容易となった現代において、プログラム等が、電気通信回線を通じて我が国の領域外から送信されることにより、我が国の領域内に提供されている場合に、我が国の領域外からの送信であることの一事をもって、常に我が国の特許権の効力が及ばず、上記の提供が『電気通信回線を通じた提供』(特許法 2 条 3 項 1 号)に当たらないとすれば、…発明の保護、奨励を通じて産業の発達に寄与するという特許法の目的に沿わない」と指摘した上、「問題となる行為を全体としてみて、実質的に我が国の領域内における『電気通信回線を通じた提供』に当たると評価されるときは、当該行為に我が国の特許権の効力が及ぶと解することを妨げる理由はない」として、特許権の効力が及ぶ場面について解釈を示しました。

そして、Y によるプログラムの配信行為は、外形的には、その一部が日本国外にあるといえるものの、全体としてみると、日本所在の端末を使用するユーザが Y のサービスの提供を受けるためウェブページにアクセスすると当然に行われるものであり、プログラムの利用により日本所在の端末上で動画を視聴させるものであることを指摘し、Y による配信は「我が国で本件各サービスを提供する際の情報処理の過程として行わ

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

れ、我が国所在の端末において、本件各プログラム発明の効果を当然に奏させるようにするものであり、当該効果が奏されることとの関係において、前記サーバの所在地が我が国の領域外にあることに特段の意味はない」と指摘しました。また、Y の行為による X に対する経済的な影響も指摘し、Y らが、本件配信によって、「実質的に我が国の領域内において、本件各プログラムの電気通信回線を通じた提供をしている」と結論付け、特許権の侵害を認めました。

また、事件②の最高裁判決も、同様の解釈を示したうえで、Y が実質的に日本において生産をしていると結論付け、特許権の侵害を認めています。

[本レター2023年7月号\(Vol.4\)](#)でお伝えしたとおり、本件の第一審はいずれも属地主義を厳格・形式的に適用し X の請求を棄却した一方、控訴審の知財高裁判決では、属地主義を柔軟・実質的に捉え、X の請求を認容する見解を打ち出していました。本件は、問題となる行為が国内で完結しない場合であっても、その実態を踏まえて特許権の効力が及ぶ場合があることを最高裁が示した点で重要な判例といえます。今回の判決の射程範囲や具体的な線引き等につき今後の裁判例の積み重ねや議論の進展が注目されます。

6. ダークパターン対策協会:「ダークパターン対策ガイドライン ver1.0」

一般社団法人ダークパターン対策協会は、2025年7月より、中立な第三者が、ダークパターンを用いていない誠実な事業者の Web サイトを審査・認定し、改ざんできないロゴマークを付与する制度である、NDD(Non-Deceptive Design)認定制度の運用開始を予定しています。同協会は、この認定制度を運営するために、「[ダークパターン対策ガイドライン ver1.0](#)」を策定し、2025年1月30日に公表しました。有識者や一般企業のほか、オブザーバーとして消費者庁、総務省、個人情報保護委員会、経済産業省も参加した分科会での議論をふまえて策定されたこのガイドラインは、NDD 認定制度における審査対象項目を示すと共に、誠実な事業者に求められる非ダークパターン実装や組織的対策について詳細に解説をしています。

ダークパターンを正面から横断的・包括的に規律した法律が存在しない日本において、このような民間レベルでの自主的な取組みは注目すべきものです。同協会は、このガイドラインや NDD 認定制度に関するオンライン説明会を3月から4月にかけて複数回実施しており、開催スケジュールと申込方法その他の詳細は同協会の[ウェブサイト](#)で確認することができます。